

平成29年度  
農林水産省政策評価実施計画

平成29年6月6日

**農林水産省**

# 目 次

1	計画期間	.....	1
2	実績評価	.....	1
3	事業評価	.....	2
4	総合評価	.....	2
	(別表1) 政策評価体系	.....	3
	(別表2) 公共事業一覧	.....	5
	(別表3) 租税特別措置等に係る政策一覧	.....	8

## 平成29年度農林水産省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条及び農林水産省政策評価基本計画（平成27年3月31日農林水産大臣決定）に基づき、以下のとおり定める。

### 1 計画期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

### 2 実績評価

- (1) 別表1に掲げる政策評価体系の政策分野について、平成29年度に実施する政策に係る目標設定を行う。
- (2) 別表1に掲げる林政の政策分野（⑰～⑲）について、平成28年度に実施した政策に係る達成度合いの判定を行う。その際、次のいずれかの基準に該当する指標については、必要性、効率性及び有効性の観点から要因分析を行う。  
なお、東日本大震災等の影響により評価に必要なデータの収集が困難な場合には、被災地分を除いて平成28年度の目標値を改めて設定した上で実績値を把握し、達成度合いの判定を行う。その際、次の①又は③の基準に該当する指標については、要因分析を行う。
  - ① 達成度合いが「C」又は「C（有効性に問題がある）」となった指標
  - ② 達成度合いが「B」又は「B（有効性の向上が必要である）」であって、前年度の実績値を下回った指標
  - ③ 達成度合いが「A'」となった指標
- (3) 上記（2）に定める政策分野以外の政策分野については、実績の測定（モニタリング）を行う。
- (4) 特に必要があると認められるときは、上記（2）に定める政策分野以外の政策分野について、実績評価方式により事後評価を行う。
- (5) 評価に当たっては、実績値や要因分析の内容を踏まえ、個々の政策手段に対する検証を行い、その結果を行政事業レビューシートに反映させるなど政策評価と行政事業レビューの連携を図る。
- (6) 実績評価方式により事後評価を行う成果重視事業については、該当がない。

### 3 事業評価

- (1) 別表2に掲げる公共事業について、事業評価方式により事後評価を行う。  
なお、東日本大震災等の影響を受けた公共事業は、評価実施時期を延期することとする。
- (2) 事業評価方式により事後評価を行う研究開発課題及び研究制度については、該当がない。
- (3) 別表3に掲げる租税特別措置等に係る政策について、事業評価方式により事後評価を行う。

### 4 総合評価

総合評価方式により事後評価を行う政策分野については、該当がない。

## 政策評価体系

## 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

大目標 (使命)	中目標	政策分野
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	1 食料の安定供給の確保	①国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保 ②幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承 ③生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 ④グローバルマーケットの戦略的な開拓 ⑤様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立(※)
	2 農業の持続的な発展	⑥力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等 ⑦担い手への農地集積・集約化と農地の確保 ⑧構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進 ⑨需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 ⑩戦略的な研究開発と技術移転の加速化(※) ⑪先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等 ⑫気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用(※) ⑬農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション
	3 農村の振興	⑭地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等 ⑮多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出 ⑯多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等
	4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	⑰森林の有する多面的機能の発揮 ⑱林業の持続的かつ健全な発展 ⑲林産物の供給及び利用の確保
	5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	⑳水産資源の回復 ㉑漁業経営の安定 ㉒漁村の健全な発展
	6 横断的に関係する政策	㉓政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進(※)

※：総合評価を行う政策分野

**2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価**

該当するものはない。

**3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価**

該当するものはない。

## 公共事業一覧

## 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

(1) 直轄事業・機構等営事業  
ア 期中

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	ふらの	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	茨城県	那珂川沿岸	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	新潟県	柏崎周辺	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	鹿児島県	肝属中部	農村振興局水資源課	国
直轄	民有林直轄治山事業	富山県	常願寺川	林野庁治山課	国
機構等	水源林造成事業	北海道	石狩川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	石狩川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	石狩川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	青森県	岩木川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	青森県	岩木川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	青森県	岩木川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	山形県	最上川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	山形県	最上川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	山形県	最上川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	茨城県、栃木県、群馬 県、埼玉県、千葉県、 東京都	利根川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	茨城県、栃木県、群馬 県、埼玉県、千葉県、 東京都	利根川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	茨城県、栃木県、群馬 県、埼玉県、千葉県、 東京都	利根川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	石川県、福井県	九頭竜川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	石川県、福井県	九頭竜川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	石川県、福井県	九頭竜川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県、奈良 県、和歌山県	熊野川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県、奈良 県、和歌山県	熊野川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県、奈良 県、和歌山県	熊野川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	島根県、広島県	江の川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	島根県、広島県	江の川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	島根県、広島県	江の川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	愛媛県、高知県	四万十川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	愛媛県、高知県	四万十川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	愛媛県、高知県	四万十川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	熊本県	菊池・球磨川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	熊本県	菊池・球磨川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	熊本県	菊池・球磨川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	宮崎県	大淀川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	宮崎県	大淀川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	宮崎県	大淀川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	抜海	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	礼文西	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	大島	水産庁計画課	国

## イ 完了後

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	宮崎県	綾川二期	農村振興局水資源課	国
直轄	畑地帯総合土地改良パイロット	北海道	小清水	農村振興局水資源課	国
直轄	畑地帯総合土地改良パイロット	北海道	斜網西部	農村振興局水資源課	国
直轄	畑地帯総合土地改良パイロット、 国営かんがい排水事業	北海道	斜里・斜里（二期）	農村振興局水資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	栃木県、群馬県	渡良瀬川中央	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	滋賀県	野洲川沿岸	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	佐賀県	佐賀中部	農村振興局防災課	国
機構等	農用地総合整備事業	京都府	南丹	農村振興局農地資源課	国立研究開発法人
機構等	農用地総合整備事業	和歌山県	黒潮フルーツライン	農村振興局農地資源課	国立研究開発法人
機構等	特定中山間保全整備事業	熊本県	阿蘇小国郷	農村振興局農地資源課	国立研究開発法人
直轄	国有林直轄治山事業	新潟県	焼山	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	静岡県	山ノ神	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	静岡県	ヒノクチ	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	留萌 (留萌北部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	留萌 (留萌南部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	釧路根室 (根釧西部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	釧路根室 (根釧東部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	長野県	木曾谷 (木曾森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	長野県	木曾谷 (木曾森林管理署 南木曾支署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岐阜県	飛騨川	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	愛媛県	南予	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	高知県	四万十川	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	宮崎県	一ツ瀬川	林野庁業務課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	余別	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	熊石	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	様似	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	能取	水産庁計画課	国

## (2) 補助事業

事業名	事業主管課
かんがい排水事業	農村振興局水資源課
経営体育成基盤整備事業	農村振興局農地資源課
畑地帯総合整備事業	農村振興局水資源課
農地防災事業	農村振興局防災課
農地保全事業	農村振興局防災課
農村環境保全対策事業	農村振興局防災課
草地畜産基盤整備事業	生産局飼料課
農業競争力強化基盤整備事業	農村振興局水資源課・農地資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
森林居住環境整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画課
水産資源環境整備事業	水産庁計画課
海岸保全施設整備事業(漁港)	水産庁防災漁村課
漁村総合整備事業	水産庁防災漁村課

※震災等の影響を受けた地区は、公表を延期することがある。



## 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

## (1) 未着手の事業

ア 直轄事業・機構等営事業  
該当するものはない。

## イ 補助事業

該当するものはない。

## (2) 未了の事業

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	別海西部	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	鹿児島県	沖永良部	農村振興局水資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	北海道	サロベツ	農村振興局防災課	国

## イ 補助事業

	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
補助	農業競争力強化基盤整備事業	秋田県	本堂城回	農村振興局農地資源課	秋田県
補助	農業競争力強化基盤整備事業	茨城県	大貫	農村振興局農地資源課	茨城県
補助	農業競争力強化基盤整備事業	群馬県	世良田	農村振興局農地資源課	群馬県
補助	農業競争力強化基盤整備事業	新潟県	小中川	農村振興局農地資源課	新潟県
補助	農業競争力強化基盤整備事業	新潟県	小吉	農村振興局農地資源課	新潟県
補助	農村地域防災減災事業	秋田県	筒川	農村振興局防災課	秋田県
補助	農村地域防災減災事業	和歌山県	畦田2期	農村振興局防災課	和歌山県
補助	農村地域防災減災事業	熊本県	清願寺	農村振興局防災課	熊本県

※震災等の影響を受けた地区は、公表を延期することがある。

## 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 租税特別措置等に係る政策一覧

### 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

- ・ 転廃業助成金に係る課税の特例
- ・ 特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例
- ・ 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例
- ・ 試験研究を行った場合の課税の特別控除

### 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

### 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。